

## 第7章 高齢者がいきいきと暮らしていくために

### 第1節 生きがいつくりの推進

高齢者が自分らしく生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりが日々の目標を持ち、人との関わり合いの中で社会に自分の居場所を構築し、自分にとっての生きがいとは何かを見出していくことが大切な第一歩となります。

このために、高齢者が学習、趣味、スポーツ、社会活動など、さまざまな方法で生活の楽しみややりがいを見つけることができるような機会と場を整え、生きがいつくりを推進していきます。

#### (1) 生きがいつくりの機会と場の提供(主な事業)

##### 健康で明るい日常生活のために

###### 老人福祉センター

高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活を送れるよう、各種相談に応じるとともに、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動等に利用できる施設です。

市内の5つの行政コミュニティに1か所ずつ、計5か所に設置されています。

###### 老人憩の家

高齢者が相互の親睦を図り、教養の向上・レクリエーション等に利用する施設です。民家を提供していただいたり、児童ホームや公民館等の公共施設に併設しています。

## 高齢者間の交流と地域活動のために

### 老人クラブ

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の仲間づくりや、生きがいと健康づくり、社会奉仕・友愛活動（ ）などを行っている自主的な組織です。

平成17年4月1日現在、市内には290クラブあり、16,834人が加入しています。

（ ）友愛活動とは・・・老人クラブの会員が、話し相手を基本としながら、必要に応じて家事援助、生活援助、外出援助などを行い、高齢者同士の心と心のふれあいを通して病弱や寝たきり、ハンディキャップをもつ高齢者とその家族を支援する活動のことをいいます。船橋市老人クラブ連合会では、この友愛活動の一環として、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりや孤独死等を防ぐために、毎月「ひとりぼっち交流会」という高齢者の交流事業を実施しています。

## ひきこもりがちな生活の解消や健康づくりのために

### 高齢者いきいき健康教室

高齢者のひきこもりがちな日常生活を解消し、健康づくりや高齢者同士の親睦交流が図れるよう、市内の老人福祉センター等で軽体操、ダンス、レクリエーションなどの健康教室を実施しています。

### ゲートボール場

高齢者の仲間づくりと健康の維持・増進を図ることを目的に、生きがい広場ゲートボール場を設置しています。また、高齢者のニーズに合わせ、ゲートボール以外の利用も検討していきます。

## 高齢者の健康管理のために

### 高齢者すこやか活動支援事業

老人クラブなど地域単位の高齢者を対象として、健康管理や加齢による心身機能の低下への対応などをテーマに、医師や保健師などの講演会を開催しています。

## 高齢者が主体的に学習できる機会の提供

### ふなばし市民大学校「いきいき学部」

市内に居住する60歳以上の方が自己啓発を行えるように学習の機会を提供するとともに、高齢者相互の親睦と交流を図り、生きがいのある豊かな生活が過ごせるよう「ふなばし市民大学校」に「いきいき学部」を設置しています。修業年限は1年です。

### 公民館の高齢者対象講座

市内25地区の各公民館では、「寿大学」や「福寿大学」の名称で、生きがいづくり、健康づくり、ライフプラン学習、異世代交流、教養、趣味など多彩なメニューの高齢者学級を開催し、高齢者自らが企画・運営に参加するケースも出てきています。

また、公民館や市民大学校では、福祉・スポーツ・生涯学習などシニア向けの各種ボランティア養成講座も実施しています。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の経験と能力を活かすことができる機会の提供

(財団法人) 船橋市生きがい福祉事業団

財団法人船橋市生きがい福祉事業団は、高齢者等が長年培った経験や能力、知識等を活かして働くことができる機会を提供し、高齢者等の社会参加を促すとともに健康と生きがいを確保し、福祉の増進に資することを目的に船橋市が出資して設立された公益法人です。

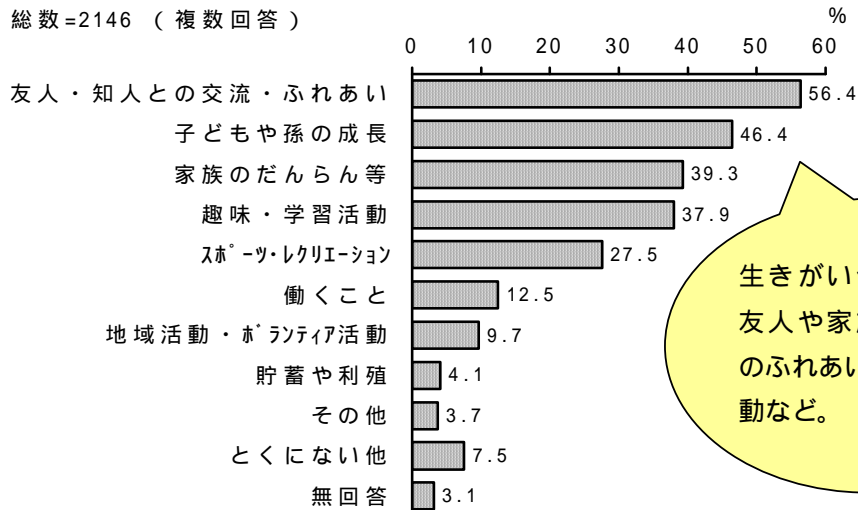
会員となった高齢者等はその技能や経験等に応じ、事業団が請け負ったさまざまな仕事（大工、植木、塗装、襖張り等の技能・管理・監視・一般事務・家事・留守番・屋内軽作業・除草・清掃等）に従事します。地域社会の多様なニーズに即応できる体制づくりが必要となることから、事業団では、会員の就業能力を高めるための各種講習会や研修会等を開催し、技術、技能の修得と向上に努めています。

本市では、高齢者の就業機会の拡大を促進し、地域社会への参加の機会を拡大していくために、今後も事業団の活動を支援していきます。

(参考)平成16年度高齢者生活実態調査より

## あなたの生きがい、楽しみは何ですか？

(一般高齢者調査)

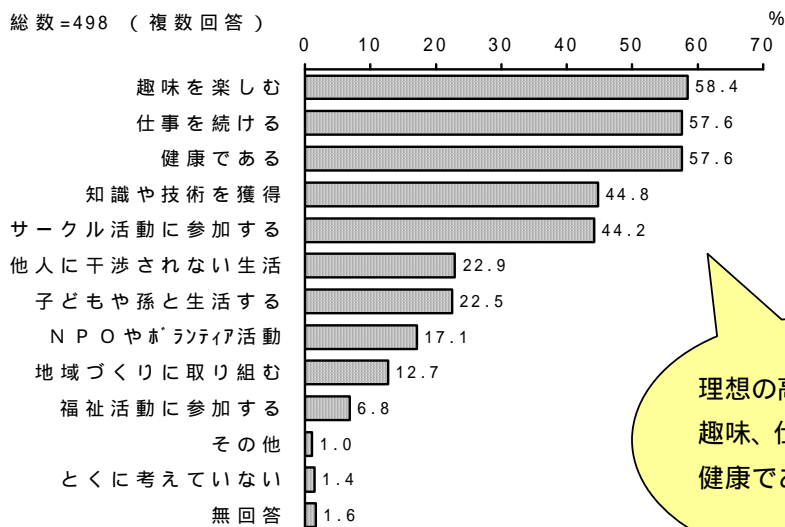


生きがいや楽しみは友人や家族など人とのふれあい、趣味の活動など。

65歳以上の一般高齢者の生きがいや楽しみについては、「友人・知人との交流・ふれあい」が最も多く、「子どもや孫の成長」「家族のだんらん等」「趣味・学習活動」「スポーツ・レクリエーション」などが続いています。

## 理想とする高齢期の生活の在り方

(若年者調査)



理想の高齢期は趣味、仕事、そして健康であること。

40～64歳の若年者の望む高齢期の生活の在り方については、「趣味を楽しむ」「仕事を続ける」「健康である」が3つの大きな理想であり、「知識や技術を獲得」「サークル活動に参加する」が続きます。

## 第7章 高齢者がいきいきと暮らしていくために

### 第2節 安心して暮らすための環境づくり

高齢者が安心して健やかに暮らしていくためには、適切な環境づくりが重要となります。

このため、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を見守り、必要なサービスを円滑に提供することができるような体制の整備や、居住環境の整備を推進することが重要となります。

#### (1) 安心して暮らすための在宅サービス

##### 安否確認が必要な高齢者のために

###### 緊急通報装置の設置

虚弱なひとり暮らし等の高齢者が、急病など万一の場合に、ボタンを押すと受信センターと緊急連絡がとれる通報装置を設置します。また、介護認定非該当の方を対象に、月1回電話にて健康状態等の確認を行います。

###### 郵便局員訪問事業

虚弱なひとり暮らしの高齢者のお宅に、郵便局員が郵便の有無にかかわらず訪問し、安否の確認を行います。

##### 日常生活上の軽易なお手伝い

###### 軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯に援助員を派遣し、買い物や、家庭内の整理・整頓など、日常生活上の軽易な援助を行います。

それぞれの状況に応じた食事のプランニングを

食の自立支援事業

食事づくりが困難なひとり暮らし等の高齢者に食事を届けるとともに、介護予防、食の自立の観点からより自立した生活が送れるように、一人ひとりの体の状態や食事づくりの状態など、本人や家族の希望を取り入れながら総合的な食のサービスプランを提案し、利用調整を行っていきます。

寝具乾燥消毒で清潔・快適な生活を

寝具乾燥消毒サービス

日照や人手などの理由で寝具の乾燥を行うことが困難な寝たきり又はひとり暮らしの方に快適な日常生活を送っていただくため、寝具乾燥消毒車を派遣します。

話し相手の少ない高齢者の方に相談員が電話訪問

声の電話訪問

電話相談員によるひとり暮らしの高齢者の安否確認を行います。

### 心身が弱くなってきた高齢者の方に

#### 日常生活用具の給付・貸与

所得の低い高齢者の日常生活を支援するため、便利な生活用品を給付・貸与します。

給付品目：自動消火装置、電磁調理器、補聴器、シルバーカー

貸与品目：福祉電話

#### 杖を差し上げます

歩行が困難な高齢者の安全のため、杖を支給します。

### 高齢者のために住宅を改造したい

#### 高齢者住宅改造資金の助成

要支援・要介護の認定を受けている高齢者が、住み慣れた自宅により安心して快適な生活を送るために、家屋内の段差解消や手すりの設置など、住宅の改造をしようとする世帯に改造資金の助成を行います。

#### 高齢者住宅整備資金の貸付

介護を必要とする高齢者のために、住宅のバリアフリー工事を行う資金を無利子で貸付けをします。



## 高齢者福祉タクシー

### 地域での助け合い

#### ファミリー・サポート・センター

高齢者を抱えながら働いている方を地域の中で助け合い、仕事と家庭の両立を支援します。

援助を受けたい家族（利用会員）が援助をしたい方（協力会員）の協力により、安心して働くことができる環境を作るための活動の一つです。

### 認知症等の高齢者対策

#### 成年後見制度

成年後見制度とは、成年者で、認知症など判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人を選び、この成年後見人が財産管理や身上監護（介護サービス、施設への入所などの生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度です。

本人が前もって公正証書により後見人を指定しておく「任意後見」と第三者の申立てによる「法定後見」があります。

市では、判断能力の衰えた身寄りのいない認知症高齢者の方の福祉を図ることが特に必要な場合、後見人等の申立てを行います。

この制度の周知に努めるとともに、運用にあたっては「ふなばし高齢者等権利擁護センター」との連携を図ります。

また、成年後見制度の利用につなげるため情報の提供や、取り組む団体などの情報の紹介を積極的に行っていきます。

(2) 高齢者が暮らしやすい環境づくり

高齢者や障害者が、自立して共に生き生きと暮らすことができる社会の構築がノーマライゼーションとして浸透する中、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が、また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)がそれぞれ施行されました。

これにより国・地方公共団体・公共交通事業者・道路管理者・都道府県公安委員会等の関係者は、相互の連携を図りながら、道路・駅舎・公共交通を始めとした生活空間の重点的かつ一体的なバリアフリー化と特定建築物のバリアフリー化を推進することになりましたが、こうした取り組みは、単に高齢者や身体障害者だけでなくすべての市民が安心して暮らしていけるまちづくりに欠かせないものです。

本市では、まちづくりの基本理念である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指し、「福祉のまちづくり環境整備指針」に沿ったまちづくりを進めるとともに、「船橋市移動円滑化基本構想」や「船橋市交通安全計画」に基づく様々な施策を展開することにより、誰もが安全で快適に地域社会活動に参加できる環境整備を推進していきます。

高齢者の移動の円滑化のために

交通不便地域支援事業(高齢者支援協力バス)

交通不便地域の移動支援を行うことを目的とし、自主的交通手段を持つことが難しい高齢者を対象として、自動車学校・教習所や老人福祉センターのバスを活用し、「高齢者支援協力バス」を運行しています。平成17年12月現在、20路線にて運行を行っています。

## 高齢者の居住の安定のために

### 高齢者向け住宅の普及

長引く景気の低迷による高齢者の就業状況の悪化と、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加は、高齢者の居住の安定を確保するうえで引き続き切実な問題となっています。

このため、低所得で住宅の確保が難しい高齢者に、従来どおり一定の優先枠を設けバリアフリー化した市営住宅の入居を進めています。また、県営住宅や都市再生機構（旧公団）の新設・建替えについても、高齢者の安心できる住居の確保の観点から、十分配慮してもらえよう引き続き要請します。

さらに、高齢者の住まいの在り方について、一部住居の共有化など様々な居住形態が考えられていますが、福祉サービスとの連携を図りながら、研究・検討します。

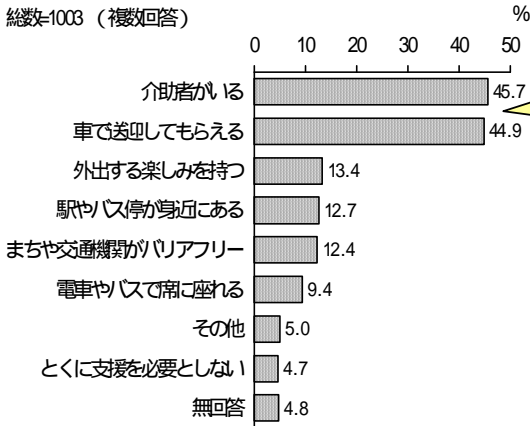
なお、高齢者等の持ち家をバリアフリー化するための支援として相談業務を充実するとともに、高齢者向け民間住宅の普及を図るため、高齢者円滑入居賃貸住宅などの情報提供を、インターネット等を利用し行います。

(参考)平成16年度高齢者生活実態調査より

### 外出するために必要なこと

(在宅要介護認定者等調査・一般高齢者調査・若年者調査)

#### 在宅要介護認定者等

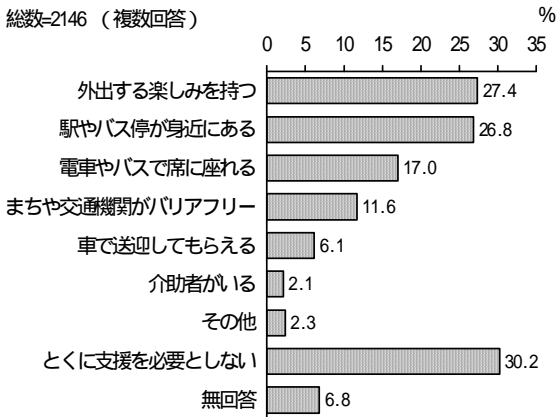


介護を必要としている人が外出に必要なとしているのは介助者や車での送迎

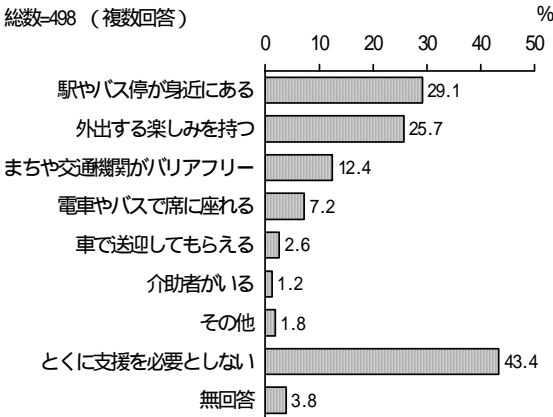
外出の楽しみを多くの人が必要としています

一般高齢者・若年者は交通の利便性

#### 一般高齢者(65歳以上)



#### 若年者(40~64歳)



在宅要介護認定者等では外出しやすくするために必要なこととしては、「介助者がいる」「車で送迎してもらえる」をあげる人が多数いました。

一般高齢者や若年者では「外出する楽しみを持つ」「駅やバス停が身近にある」の2つが多くなっており、外出する動機付け、心理的な支えを必要としているとともに、交通機関の利便性を求めていることがわかりました。